

# 学びの広場

## 第67回人権週間 12月4日～12月10日

### みんなで築こう人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

(法務省啓発活動重点目標)

### 人権週間について

国際連合は、1948年(昭和23年)12月10日の第3回総会において「世界人権宣言」を採択しました。

1950年(昭和25年)12月4日の第5回総会においては、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定められました。

日本では、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、1949年(昭和24年)から毎年12月10日を最終日とする一週間(12月4日～12月10日)を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

### 人権問題の分野

神奈川県は人権問題の分野別施策として、次の10分野を取り上げています。

- ・ 子ども
- ・ 女性
- ・ 障害者
- ・ 高齢者
- ・ 患者等
- ・ 同和問題
- ・ 外国籍県民
- ・ ホームレス
- ・ 犯罪被害者等
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等



### 本町の取り組み

人権問題の解決には、人権教育・啓発によるところが大きいと言われています。本町では、人権教育研修会の開催(左記に案内)、学びの広場での啓発、人権相談会の実施、街頭での啓発物品の配布などに取り組んでいます。

次の作文は平成26年度全国中学生人権作文コンテスト内閣総理大臣賞に輝いたものです。是非ご覧ください。



### 「被害者と加害者それぞれの立場」

佐賀県立武雄青陵中学校1年 平木 洵太

さだまさし氏の曲に「償い」という有名な作品がある。私が小学生の頃、母が聞かせてくれた話だ。それは、私が過って友人に怪我をさせたことがきっかけだった。遊びの中の事故で、決して故意ではなかったが、友人は目のすぐ横を負傷してしま

った。  
真冬のある日、私が加害者であるとの連絡を受けた母は、すぐに友人の家族に電話で謝罪し、受診する病院に私を伴って駆けつけた。寒い廊下で、診療が終わるまで直立のまま待っていたところ、母が静かに私を見据えて「もしA君が視力を失ったら、あなたはこれからは自分のために生きるんじゃない。一生A君の目になり生きていきなさい。」と、とめどなく流れる涙とともに言った。この冷静すぎる母の態度に、私は全身が冷たくなっていくのを感じた。「わざとじゃないのに。まさかこんな重大なことになるなんて。」取り返しつかないことをしてしまつたと、頭が真っ白になった。気付くと母と私は人目もはばからず号泣していた。診察室から出て来た友人と彼のお母さんに、母は「A君は大好きなテニスも諦めなきゃならなくなるかもしれません。それどころか日常生活にも支障があるかもしれない。両親が今までどれだけの苦労をして育ててくれたか。将来をどれだけ楽しみにしていたら。出来る限りの償いをさせてください。」と、これでもかというほど頭を下げ、謝罪をした。私と友人が仲が良いことで、母親同士も仲良く付き合っていたので、まさか母が敬語で謝罪するなんて思いもよ

らなかつた。友人のお母さんは、母に寄り添って言った。「辛い眼球は傷つかなかつたの。傷跡は残るかもしれないけど、わざとじゃないんだから。洵太君もそんなに泣かないで。」と、私の肩もなでてくれた。余計に涙が出てきた。普段バカ話をする友人の左目にはガーンが当てられ、黙っている。とても気まぐずくて、私は「本当にごめんない。」というのが精一杯だった。その夜、母は帰宅した父の隣に私を座らせて、この出来事を説明した。そこで「償い」という曲の話聞かせてくれた。ゆ

うちゃん”が起こした交通事故で被害男性が死亡。彼は毎月給料日になると郵便局に走る。同僚は「貯金だけが趣味だな。」と嘲笑うが、実はずっと被害者の妻に送金を続けていたのだ。ある日ゆうちゃんに一通の手紙が届く。それは被害者の妻からだった。「そこには、もうあなたの人生を送ってくださいって書

いてあったんですよ。到底許されるわけもないと分かつとんやけどね。お母さんが言いたいのは、誰かの権利を侵してまで、あなたの権利が優先されることは絶対ないってことなんよ。今回はわざとじゃなかつた。でも注意を怠つたのは事実やろ。もしA君が失明したら、あなたは必死で働いて、A君が本来ならば持つていた「見る」という権利を復活させるためにお金と時間を遣いなさい。あなたが学生のうちは、お父さんとお母さんが代わる。家族みんなでいろんなことを犠牲にして生きていかないかん。それが償いたい。」母の言葉に、私は頷くしかなかった。翌日は、学校で友人と顔を合わせる事が怖かつた。許してもらえるのか、いや、そもそも許してもらおうなんて思つてはいけないんじゃないか。そんな私に彼は「おはよう。昨日はごめん。」と話かけてくれたのだ。その時の気持ちは、今でも言葉にできない。胸につかえていた巨大な黒い何かが、ゴロツと落ちてくれた感じだつた。きつと彼は、私が遠慮して疎遠になるのを避けてくれたのだろう。

何事もなかつたようにとはいかないが、自然な対応ができるようになったのも、その一瞬の彼の気遣いのおかげだつたと思う。  
週末、ずいぶん傷が回復したと連絡を受け、私と両親は改めて友人の家に謝罪に行くことにした。サッカーの練習の後だつたので、ユニフォームのまま行こうとした私を、父が「着替えろ」と制した。「お前がさせた怪我のせいで、テニスの練習を休んだらA君の気持ちを考えろ。」いつもは優しい父が厳しい口調で言った。そうだ、この小さな気遣いも償いなのだ。私は即座にユニフォームを脱いだ。

その後、友人の怪我は治り、傷跡もほとんど残らなかつた。私達はそれぞれの志望校に合格し、離ればなれになつてしまつたが、私の部屋には卒業式に彼と肩を組んで写つた記念写真が飾つてある。もちろん大切な友人だからという理由だが、あの事故を忘れないようにという意味もある。あの事故は、他人の権利を侵すことの悪と、たとえ過失であっても、自分だけでなく、家族や周囲まで巻き込んでしまう恐ろしさを私に教えてくれた。  
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催  
第34回全国中学生人権作文コンテスト内閣総理大臣賞